

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名及び住所
  - ①木本工業株式会社 : 高知県高知市鷹匠町1-2-51  
(法人番号: 1490001000445)
  - ②構営技術コンサルタント株式会社 : 高知県高知市本宮町105-23  
(法人番号: 5490001000838)
  - ③株式会社高建総合コンサルタント : 高知県四万十市駅前町2-3  
(法人番号: 2490001005261)
  - ④株式会社四国トライ : 高知県高知市南川添17-21  
(法人番号: 4490001001242)
  - ⑤株式会社第一コンサルタンツ : 高知県高知市介良甲828-1  
(法人番号: 6490001000911)
  - ⑥株式会社地研 : 高知県高知市円行寺25  
(法人番号: 8490001001461)
  - ⑦長崎テクノ株式会社 : 高知県高知市若松町1705  
(法人番号: 1490001001666)
  
- 2 指名停止の期間 :
  - ①②③⑤ 令和5年11月6日～令和6年 1月5日 (2か月間)
  - ④⑥ 令和5年11月6日～令和5年12月5日 (1か月間)
  - ⑦ 令和5年11月6日～令和6年 3月5日 (4か月間)
  
- 3 指名停止の措置対象地区 : 四国地区

### 4 事実概要

公正取引委員会は、令和5年9月28日、上記7社を含む14社について、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、違反行為者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表した。

### 5 指名停止の理由

4の事実は、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第5号(下記参照)に該当する。

#### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～4 省略 (独占禁止法違反行為)	省略

5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

当該認定をした日から発生地区を対象として2か月以上9か月以内

6～16 省略

省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)